

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2881号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

ブナの根開き (青森県西目屋村)



随 情 フォーラム 政 活
想 報 ラム 策 動

随 想	情 報	フォー ラム	政 策	活 動
健康で子育てしやすいまちを目指して……………	町村Nav i……………	世界遺産と水源の里〜白神山地×エコツーリズム〜II青森県西目屋村……………	「内閣総理大臣と市町村長との懇談会」が開催―藤原会長はじめ本会役員が出席―……………	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)について 内閣府(防災担当)……………
				(2)
				(4)
				(7)
				(11)
				(12)

コラム

安心して移動できることの幸せ

フリーアナウンサー 青山 佳世 あおやま かよ

アメリカへ出発する直前、ぎっくり腰になっしまいました。起き上がるのもやっと、長く歩くことはできません。2〜3日たてば動けるようになりますが、さて飛行機に乗り、空港を移動できるかどうかです。

すぐる思いで航空会社に電話したところ車椅子でサポートしてくださること。航空会社はレールの高い車椅子サポート体制を整えていることを知っていたのが幸いしました。途中きめ細やかに気遣っていたながら飛行機に乗せてもらい、アメリカへ向かいました。アメリカはどうなっているのか心配でしたが、ロサンゼルス空港に着くと、飛行機の入り口で車椅子サポートの方が待機していて、入国審査の手続き、荷物の受け取りもすべて手伝ってくれます。ターミナルを移動するとサポート係員も別の係員へバトンタッチ。サポートの流れは極めてスムーズです。さすがアメリカはユニバーサル社会の先進国、車椅子の移動は当たり前なのです。海外の主要な都市の国際空港はハブ空港として評価され

ていますが、利用者にとってはあまりに大きすぎて移動が一苦労、決して使いやすとは言えません。年配の方も空港内の移動は大変です。

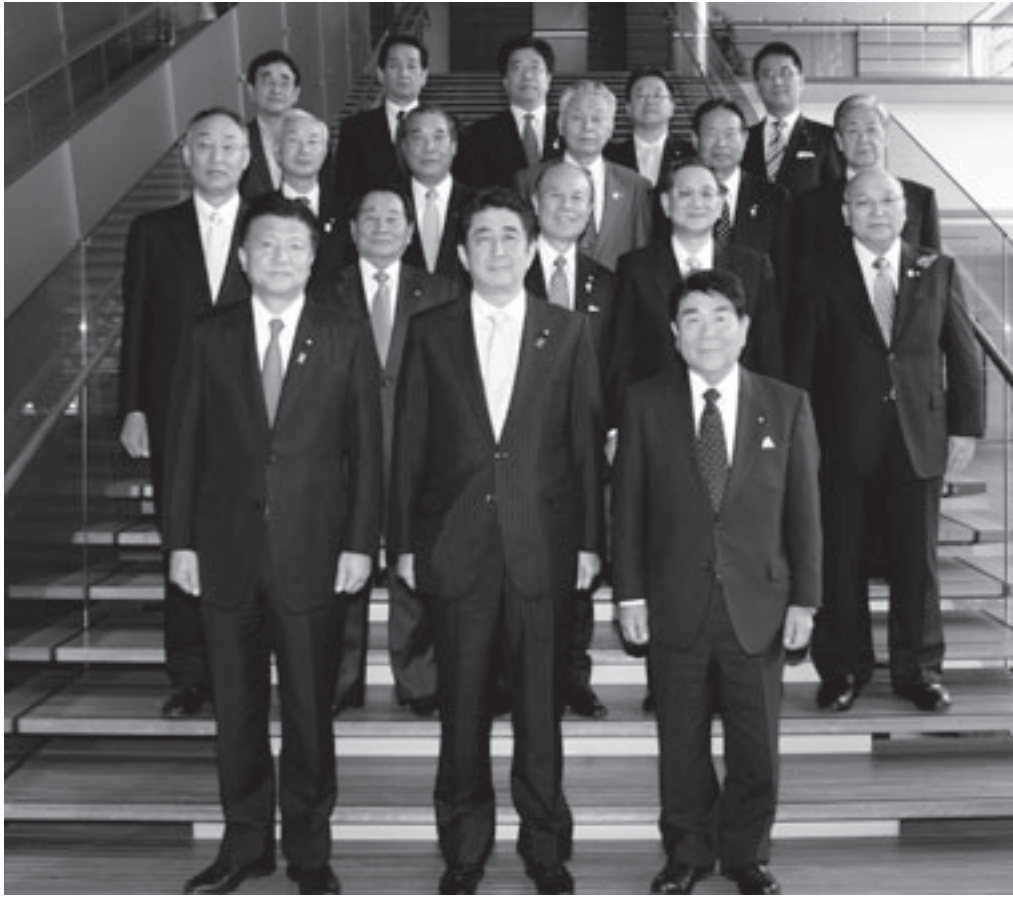
サポートする側も当たり前の行為として移動の手伝いをしますので、受ける側は申し訳ないという気持ちの負担感も少なくサポートを受けることができます。(もちろんチップは払いますが無料サービスです)ただ利用する人が多いので、屈強な男性サポートの方もへとへとの様子でした。これからの高齢化の時代、サポートの需要は益々増えることが予想され、空港内のスムーズな移動対策は必要です。

日本の場合、実にきめ細かに一生懸命サポートしてくれます。逆にサポートする側もされる側も疲れてしまう側面もあります。ただお国柄として「心を込めて」の姿勢は忘れてほしくないものです。

多くの皆さんのサポートの御蔭で、無事アメリカにたどりつくことができました。当然の権利ではありますが、やはり感謝です。

◎写真キャプション◎

今回のフォーラムで紹介する西目屋村は、世界遺産「白神山地」の玄関となっている。ブナの原生林では初夏を迎えてもそこかしこに雪が残っているが、雪解けは刻々と進んでいく。ブナの木の根元の雪が丸く溶けることを「根開き」と呼び、北海道や東北地方では遅い春の訪れを象徴する季語でもある。



「内閣総理大臣と市町村長との懇談会」が開催
 — 藤原会長はじめ本会役員が出席 —

全国町村会

活 動

5月23日(金)、「内閣総理大臣と市町村長との懇談会」が首相官邸で開催され、本会からは藤原会長(長野県町村会長・川上村長)及び副会長10名が出席した。

懇談会には安倍総理大臣、新藤総務大臣、加藤内閣官房副長官、世耕内閣官房副長官、関口総務副大臣、伊藤総務大臣政務官等が出席。また、本会からは、藤原会長、古口会長代行副会長(栃木県町村会長・茂木町長)、谷口会長代行副会長(三重県町村会長・大紀町長)、白石会長代行副会長(愛媛県町村会長・松前町長)、寺島副会長(北海道町村会長・乙部町長)、遠藤副会長(山形県町村会長・山辺町長)、大塚副会長(福島県町村会長・湯川村長)、岩田副会長(千葉県町村会長・東庄町長)、杉本副会長(石川県町会長・中能登町長)、小出副会長(和歌山県町村会長・上富田町長)、荒木副会長(熊本県町村会長・嘉島町長)が出席した。

懇談会では、はじめに安倍総理大臣から「地方の活性化は安倍内閣にとって最重要のテーマである。特に人口減少社会において、国民が全国で安心して快適な暮らしを営んでい



▲会議冒頭に発言する藤原会長

めた地方分権改革はもとより、個性を活かした、自立した地方を作るために必要な改革を私の内閣でさらに進めていきたい。」との挨拶が行われた。

次に、藤原会長から、「町村が活力を取り戻すためには、財政基盤の強化が必要不可欠だが、本年度の地方財政対策において、一般財源総額は前年度を上回る額が確保され、加えて、地域経済活性化に取り組むための財源として地域の元氣創造事業の創設など、各般にわたり、尽力いただいたことに対し御礼申し上げますとともに、農山漁村を守っていくため、町村の振興発展に向けた活動を引き続き展開していくので、今後ともご支援いただきたい。」との挨拶があった。

その後、懇談に移り、白石副会長からは、子ども・子育て及び定住促進対策について、大塚副会長からは、東日本大震災及び原子力発電所事故からの復旧・復興について、古口副会長からは、特区、規制緩和、権限委譲についての発言があった。

それを受けて、安倍総理大臣から「東日本大震災及び原子力発電所事

故について、福島の風評被害を払拭していくためには、正しい情報をしっかりと出していくということが一番大切なことだと考えており、『震災からの復興なしに日本の再生はない』という考え方で、全力でスピードを上げていく。特に住まいと生業の復旧に力を入れて進めていきたい。また、若者の農村体験も重要な課題と認識している。その他、今日いただいた様々な課題に対してもしっかりと取り組んでいきたい。」との発言があった。



▲本会役員の発言に返答する安倍総理大臣(左)

政策解説

避難勧告等の判断・伝達マニュアル
作成ガイドライン(案)について

内閣府(防災担当)

1. はじめに

内閣府(防災担当)では、水害、土砂災害、高潮及び津波による災害のおそれがあるときに、市町村が避難勧告等を発令する際の指針となる「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」について、学識経験者や地方公共団体、国の関係機関の意見を聞いて全面的な見直しを行い、平成26年4月8日に各都道府県を通じて市町村に通知しました。本稿では、そのガイドライン(案)の概要をご紹介します。

2. 背景

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」は、平成17年に策定されましたが、その後も洪水や土砂災害における、避難行動の遅れ等により依然として多くの犠牲者が出ていたことや東日本大震災等の災害を受けて、平成25年に災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)が改正され、住民等の円滑かつ安全な避難の確保に関わる事項が充実しました。また、土砂災害

警戒情報の提供、指定河川洪水予報の見直し、気象警報等の市町村単位での発表、特別警報の運用開始など、防災気象情報の改善や新たな情報の提供が行われました。そこでこれらを踏まえ、平成25年度にガイドラインの見直しを行うこととなりました。

3. ガイドライン改定のポイント

今回のガイドライン改定の主なポイントは次のとおりです。

△ポイント1▽ 市町村の責務をあらためて整理

今回、市町村の責務を次のようにあらためて整理しました。

・一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考えから、市町村が発令する避難勧告等には強制力は伴っていないこと。

・住民の生命、身体を保護するために行うべき市町村の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供するにと。

また、各人の避難行動の原則(例えば、激しい降雨時には、河川に近

づかないといった基本的な対応)についても列記し、住民一人ひとりに周知を図っていただきたいと考えています。

△ポイント2▽ 「避難」に関する考え方をあらためて整理

まず「避難」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であることとあらためて定義し、次のすべての行動を避難行動としました。

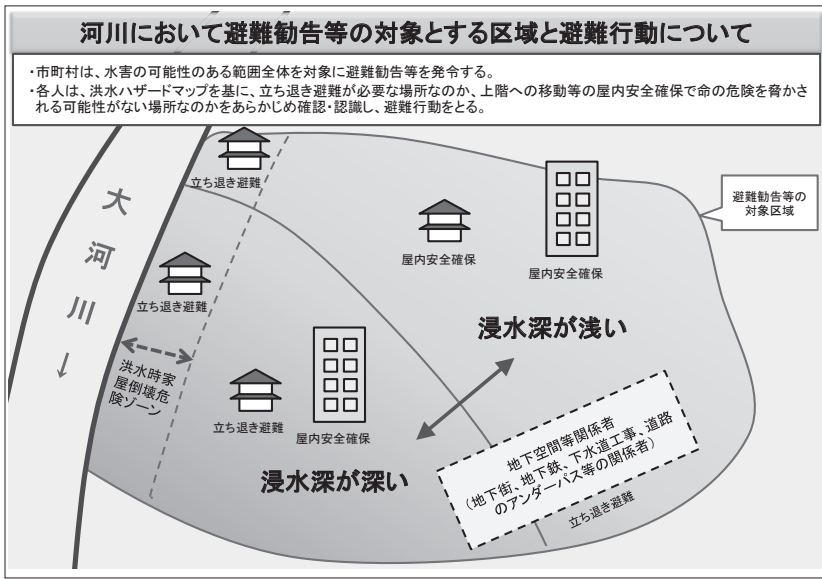
・指定避難場所への移動
・(自宅等から移動しての)安全な場所への移動(公園、友人の家等)
・近隣の高い建物等への移動
・建物内の安全な場所での待避

このように、従来は自宅等から離れ、体育館や公民館といった公的施設へ待避すること(立ち退き避難)のみを避難行動としていましたが、家屋内に留まって安全を確保すること(屋内安全確保)も、避難行動の一つとしています。

さらに災害種別毎に、命を脅かす危険性がある事象、立ち退き避難が必要な区域の考え方を示しました。なお本ガイドライン(案)で示している、立ち退き避難が必要な区域は次のとおりです。

政 策

■図1 水害時に避難勧告等の対象とする区域と避難行動について



・水害：大きな河川の堤防沿い、山間部の川の流れが速いところの川岸、浸水深が深いところ（平屋家屋で床上浸水、2階建てで2階以上等）、地下・半地下部分、ゼロメートル地帯のように浸水が長時間継続するところ（図1）

・土砂災害：土砂災害により被害が想定されること

・高潮災害：高潮により浸水が想定されること

・津波災害：津波が到達する範囲すべて

そして本ガイドライン（案）の重要なポイントが、市町村が「空振りをおそれず」避難勧告等を早めに出すことを基本とした点です。

例えば、もし夜間や早朝に避難が必要であると判断された場合には、市町村は「避難準備情報」を発令することとしています。

△ポイント3▽ 避難勧告等の判断基準をわかりやすく設定

市町村は、災害種別毎に避難勧告等を発令し、対象地域において、立ち退き避難が必要な住民等と屋内安全確保が必要な住民等の両者にそれぞれ避難行動をとってもらうことを示しました。

このうち市町村が、立ち退き避難が必要な住民等に求める避難行動は次のとおりです。（表1）

■表1 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

立ち退き避難が必要な住民等に求める行動	
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・ （災害時）要配慮者は、立ち退き避難する。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち退き避難する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。 ・ 土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。 ・ 津波災害から、立ち退き避難する。

また、避難勧告等の判断基準を可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示し、判断のために参照する情報を具体的に示しました。

△ポイント4▽ 市町村の防災体制の考え方を例示

市町村の防災体制の移行段階に関する基本的な考え方の例を示しました。例えば土砂災害が発生した場合、

【避難勧告等を発令する際の主な判断基準の設定例】

- ・ 水害：はん濫危険水位に到達等
- ・ 土砂災害：土砂災害警戒情報の発表等
- ・ 高潮災害：高潮警戒の発表等

（※津波災害は警戒等が出れば全て避難指示）

【避難勧告等を発令する際に参照する情報】

- ・ 気象情報：防災情報提供システム（気象庁）
- ・ 河川の水位等：川の防災情報（国土交通省）等

さらに、避難勧告等の発令基準の設定や市町村が防災体制に入った段階での防災気象情報の分析について、助言を求める専門機関（国土交通省の河川事務所等や各都道府県の県土整備事務所等）を災害毎に明示しました。

政 策

図2 災害・避難カード (イメージ)

【災害・避難カードの記載イメージ：〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号】

災害	避難行動	注視する情報	危険な状況
A川	自宅2階	〇〇観測所雨量	〇〇mm
B川	〇〇避難場所	〇〇水位観測所	〇.〇m
土砂災害	無し		
津波	無し		
高潮	無し		

市町村は段階に応じて次のような防災体制をとることを基本としています。

- ・大雨注意報が発表…連絡要員を配置し、気象状況を見守る体制
- ・大雨警報が発表…市町村長等が発令し、避難勧告の発令が判断できる体制
- ・土砂災害警戒情報が発出…防災対応の全職員が発令

△ポイント5V 住民に避難行動を認識してもらう仕組みを提案

本ガイドライン(案)では、住民一人ひとりに、自宅等などの災害のリスクがあり、避難勧告等が発令された場合にどのような避難行動を取るべきかについて、あらかじめ認識してもらうための仕組みとして、建物毎に避難が必要となる災害と避難方法を記しておく「災害・避難カード」を提案しています。(図2)

市町村が作成するハザードマップ等を基に、住民一人ひとりが自らのカードを記入するように促していくことが重要です。

4. 今後の予定

ガイドライン(案)は、平成26年度から試行しますが、市町村が避難勧告等の基準を検討するには防災関係機関との調整が必要であることから、1～2年を目処に見直しを求めることとしています。試行期間を経た後は、運用実態等を見ながら、必要に応じてガイドライン(案)を修正する予定です。

5. おわりに

本ガイドライン(案)では、住民一人ひとりが災害毎に適切な避難行動をあらかじめ認識し、いざという時に自らの判断で的確に避難していただくことを目的としています。そのためには市町村からの適時、適切な避難勧告等がたいへん重要になることから、各市町村の皆様には、本ガイドライン(案)の内容を一度ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドライン(案)の概要及び本文は、内閣府(防災担当)のHPに掲載しておりますので、ご覧ください。

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/guideline_2014.html

◎町村週報のご購読◎

「町村週報」の購読を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール(kouhou@zakkori.jp)にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。

★年間購読料1,500円(送料込み)

★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。



何かと面倒な相続手続き、お手伝いいたします。

遺産整理業務

[わかち愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)



三菱UFJ信託銀行

お問い合わせは ☎0120-349-250 ご利用時間/平日・土・日 9:00～17:00(祝日等を除く)(回線が繋がりましたら 目を押してください。)



その人を信じて、その人に託す。

Meet The Trust Bank



三井住友信託銀行 SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

http://www.smtb.jp 三井住友信託銀行 検索

フォーラム

▷世界自然遺産白神山地



現地レポート 地域資源を活かした活性化策

世界遺産と水源の里

〜白神山地×エコツーリズム〜

青森県

西目屋村



村の概要

1500人弱と青森県で最も人口の少ない本村は、津軽地域の西部に位置し、地域の中心都市である弘前市と隣接しています。三方を山に囲まれ総面積の9割以上が林野によって占められています。そして、豊かな津軽平野を潤す岩木川の源流域となっており、現

在は東北地方でも有数の大きさを誇る「津軽ダム（津軽白神湖）」を建設中であり、平成28年の完成に向けて工事が進められています。また、村の南西部には日本で初めて世界自然遺産に登録された白神山地が広がっており、「世界遺産と水源の里」をキャッチフレーズに自然と共生していくむらづくりを進めています。

観光の夜明け

白神山地の世界自然遺産登録を目指す運動が活発化する前、村を訪れる観光客は年間数万人程度でしたが、その運動がマスメディア等を通して全国から注目を浴びるようになり、そして平成5年の世界自然遺産登録を機に、急激に観光客が増え始めました。それに対応するため、温泉付き宿泊施設や物産施設、ピクニックセンターといった学習施設などが建設され、積極的に受け

フォーラム

入れ態勢を整備してきました。
平成8年には白神山地に精通している村民の方々に協力を仰ぎ「西目屋村観光ガイド会」が設立され、この時初めて村にガイド産業が生まれることとなります。

遺産登録から約10年が経過した頃、多い時は1日に40台もの大型バスが訪れるようになりました。年間の観光客数も60万人を超えるようになり、観光産業も順調な伸びを示していく反面、新たな問題が浮かび上がります。

エコツーリズム

本村には観光客が最も訪れる「暗門の滝歩道」という散策路があり、数ある白神山地のコースの中でも唯一、遺産地域内に気軽に入れるコースになっ

ています。そのため観光客も多く訪れ、特に夏休みシーズンの8月と紅葉の見頃を迎える10月には集中し、幅狭な散策コースにおける危険度の高まりやブナの根の踏み荒らしによる自然資源への負荷などの懸念が指摘されてきました。また、雪が多く降り積もる冬についてはこれまでほとんど観光サービスは行われてこなかったこともあり、観光利用時期の分散化も一つの課題としてありました。

このような現状から、平成16年度から3年間にわたり環境省の支援を受けて、県境で隣接する秋田県藤里町とともに「白神地区」としてエコツーリズム推進モデル事業に取り組むこととなりました。

しかし、今ではよく耳にするようになった「エコツーリズム」という言葉



暗門第2の滝

りんご収穫体験



も、当時は村に全く浸透していない状況から、当事業3か年はあくまでもエコツーリズム推進の本格稼働に向けた準備期間と位置付けて、まずはその基盤を確立することを目的として行うことにしました。村内観光事業者や一次産業団体、交通事業者、ガイド団体、関係行政機関などを構成員として協議会を設立。地域にはどんな資源があり、利用されているのか、または利用されていないのかの現状調査によって、自然資源や人文系資源、年中行事など、数多くのものが掘り起こされました。

また既存のツアーの受け入れ態勢としては、旅行会社などが必要とするガイドの斡旋手配に多くはとど

インストラクターによるスノーモービル体験



まってきたため、「プログラム」としての提供は限られていました。内容は、山登りや自然散策が大半で、自然と触れるアクティビティや夜のプログラム、歴史伝統文化や農業などとの連携した食の体験プログラムなどもわずかしかなかった。季節については冬期間はほとんど行われておらず、スノーシュートレッキングなどが一部試行的に始まっている程度でした。

このように、初年度は現状を把握し、2年目は掘り起こした資源をベースにプログラム作りがスタートしました。りんご・そばの収穫体験や山菜採り、マタギのミニ講演、スノーモービル体験、雪中鍋、地元の伝統行事への参加など、これまで受け身だった観光から、

フォーラム

こちらから仕掛けていく観光へ徐々に変化していきます。

3年目の最終年度は主にガイドのルールづくりに取り組みました。当時、地域で活動しているガイド団体は村内外合わせて7団体あり、総人数は50人を超えていました。ガイドによって説明や対応が違うという声も寄せられており、ガイドの技術・知識は様々でした。そこで、お客様に遵守していただく事項やガイド自身の留意事項、また別に西目屋村・藤里町の両町村独自のルールをそれぞれ策定し、地域内の共通認識を整理し、それが現在も運用されています。

以上のような取り組みを3か年にわたって進めてきたことで最も収穫があったのは、地域の横断的なメンバーが一堂に会し議論を重ねたことです。各



▷「白神マタギ舎」のかんじきトレッキング

関係団体の思いを把握・共有したことは、大変貴重な場であったと考えます。県をまたいで2町村でスタートしたエコツーリズムへの取り組みですが、現在では青森・秋田両県の8市町村が構成員となる「環白神エコツーリズム推進協議会」として白神山地全体でより広域的に進められています。

民間の動き

このようにエコツーリズムの機運も高まり、村内唯一の民間ガイド団体である「白神マタギ舎」は自主的でありシナリテイのある活動が認められ、エコツーリズム大賞優秀賞（環境省）や地域づくり総務大臣表彰団体表彰（総務省）を受賞するほどになっています。

白神山地の伝統的な生活文化とその基盤となる自然を守り、後世に伝えていくことを目的として同社は設立されました。一般の方を対象に白神山地本来の自然を味わっていただく「山歩き」や、マタギ小屋に泊まり、山の生活を体験する「山暮らし体験」を柱としたエコツアーガイドを主な活動としており、その特別な取り組みの内容からファンも多く、県内外からの多数の講演依頼を受けたり、メディアからの注目度も高く、ドキュメンタリー番組に出演したりするなど、村の活性化に大きく寄与しています。

ガイド以外の民間の動きも近年は注

目されており、村内の空き家を改修した隠れ家風の喫茶店が話題となっています。特に女性の方々に人気で、落ち着いた店内で癒しの空間となっています。また、大自然を有効活用したハチミツショップも昨年オープンしました。村で採蜜された無添加の純粋なハチミツを目当てに、多くのお客様が来店されています。この2つのお店はいずれも村外の方が村に店舗を構えたケースで、近年はこうした地域外からの活力も入ってきました。

また、村内には旅行事業者はなく、ツアーを企画・実施するにはこれまで大都市圏の事業者とのやりとりでしたが、最近では隣接する弘前市の旅行代



▷空き家を改修してオープンした喫茶店 (CAFE Fura)

理店とタッグを組んで着地型のツアーを実施し誘客を進めています。

いずれにしても、観光に限ったことではありませんが、行政区域の枠を超えて、そして県の枠も超えて広域での動きが活発化してきています。以前から人材不足が課題となっていた村ですが、広域的な取り組みを行い地域外の人材とネットワークを形成することで人材不足解消の一助となっています。

今後の取り組み

現在も多くのガイドが村内でも活動していますが、年々高齢化してきており、後継者不足が深刻になっています。ガイド業としての主な活動期間は春から秋の半年間に限られるため、ガイド業のみを生業とするガイドはほんの一握りで、冬期間は別の仕事に携わっている方がほとんどです。そのような現状からガイドで生計を立てることは容易なことではありません。しかし、世界自然遺産に登録されてから20年が過ぎ、今後も村の観光産業を持続可能なものとしていくためには、白神山地の自然や文化を伝承するガイド後継者の発掘・育成は避けては通れない課題となっています。

他には、これまで取り組んできた自然体験プログラムよりもさらに奥に踏み込んだ「白神らしさ」を提供したいと思っています。村に訪れる方々が

フォーラム

◀マタギ小屋



白神山地の本当の価値や保全の意義について理解を深められるよう、既存資源の見方を変えて、まだまだ多く眠っているであろう潜在プログラムを模索しながら、観光の質の向上を目指していく必要があります。

今では「世界遺産」も全国各地にあり、決して珍しくはありません。それぞれが特色あるユニークな事業を展開して、誘客促進に取り組んでいます。

西目屋村としても、小さな村であることを利点とし、世界自然遺産の名に相応しい「選ばれる村」を目指して、今後も観光振興を図ってまいりたいと考えています。

西目屋村長 関 和典

全国森林環境税創設促進連盟定期総会を開催

全国森林環境税創設促進連盟(会長：辻 一幸山梨県早川町長)は、5月27日、全国町村会館で、会員市町村長約200名が参加の下、定期総会を開催した。

総会では、与党の『平成26年度税制改正大綱』で、「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保」について、「財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う」とされたことを受け、「全国森林環境税の創設に関する

意見」を採択した。

総会では、来賓として、同連盟の顧問に就任している中谷 元 衆議院議員のほか、細田博之 衆議院議員、吉野正芳 衆議院議員、竹下 巨 衆議院議員、後藤茂之 衆議院議員、青木一彦 参議院議員、斎藤洋明 衆議院議員が挨拶。これに続き、辻会長が挨拶した後、意見内容(①二酸化炭素排出源を課税対象とする新たな税財源として「全国森林環境税」を創設し、国民的支援の仕組みを構築、②「石油石炭税の税率の特例措置」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築、③「財政面での対応」として、特に森林の荒廃が進んでいる条件不利地域等における、森林所有者の実質的な負担を求めない措置の構築)の実現に向けて、地元選出の国会議員等に対し、強力な働きかけを行うよう、出席の市町村長に呼びかけると、会場は熱気に包まれた。

総会終了後、連盟の正副会長が、関係国会議員、省庁等に対し、要請活動を実施したほか、総会に出席した市町村長が、それぞれ地元選出の国会議員に対し、要請活動を行った。



全国町村等職員自動車共済 + 上乗せ 車両共済(保険)

のご加入がオススメです!

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 (取扱代理店)

http://www.chisato-ag.co.jp

●フリーダイヤル 0120-731-087 (受付時間 月~金 9:30~17:00)

●FAX 03-3519-7325

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。

詳細については、取扱代理店(千里)または損保ジャパンにお問い合わせください。 [車両保険引受保険会社] 株式会社損害保険ジャパン(団体・公務開発部第3課 03-3593-6456)

随 想

健康で子育てしやすい
まちを目指して

広島県海田町長 山岡 寛次



海田町は、広島県の南西部に位置

し、広島市東部に隣接する町域13・81㎢、人口約2万9千人の町です。周囲を山々に囲まれ市街地の中央を瀬野川が流れるなど豊かな自然環境に恵まれています。古くから西国街道の宿場町として栄え、沿道には重要文化財の旧千葉家住宅をはじめ往時の町並みの面影を残す建物が今でも所々に残っています。臨海部には陸上自衛隊海田市駐屯地があるほか、工業用地が面的に広がり、マツダの自動車関連企業等が数多く立地しています。また、JR山陽本線と呉線が分岐し、国道2号と国道31号が交わる交通の結節点であり、利便性・立地性に優れていることから教育施設や医療機関が充実しています。

私は平成15年に町長に初当選以来

11年目ですが、平成の大合併においても合併を選択せず、大きな自治体になつてはできないことや海田という地域でしかできないことはまだまだたくさんあると考えています。常日頃から現場主義を心がけ、民間の発想とスピード感を持って、少しでも気になることがあれば直ぐに現地へ駆けつけ、できるだけ多くの場面で住民の生の声を聴きながら町政に取り組んでいます。

これからの町に求められているものは、自立性、独自性、実行性、安定性(安心)が挙げられると考えています。

この実現に向け、平成23年に「ひと輝く・四季彩のまち かいた」と題した「第4次海田町総合計画」を

策定しました。

わが町では、これまで県内でも高齢化率が低く、出生率も高いまちですが、それでも少子高齢化の波は着実に押し寄せてきており、この計画では、従来からの都市基盤整備に加え、子育てや健康づくりを重点施策として掲げ、その課題解決に向けた対応をしていくものとしたしました。

元気でなければ何事も成り立たないことから「健康」を重要なテーマとして位置づけ、様々な施策に取り組んでいます。具体的には、「第2次健康かいた21」に基づき、自然環境を生かした瀬野川の河川敷などを活用したウォーキングマップによる健康維持・向上の推進、町輩出のオリンピック金メダリスト第1号の織田幹雄氏にちなんだ各種スポーツ交流を通じて体力の増進を図るとともに、独自の任意予防接種助成の拡大をはじめとする疾病予防などにより、それぞれの年代に応じた健康づくりに力を入れていくこととしております。

また、まちの賑わいを創出するため、「少子化」についても重要なキーワードとして、出生率の向上に向けての不妊・不育治療費の助成、町内企業とタイアップして妊婦から中学生までを抱える世帯を応援する子育て支援パスポートの発行、健康と子育て応援まつり「ワッショイかいた」を実施しています。そして近年の地球温暖化による猛暑を踏まえ、全小中学校の全ての教室に空調設備の設置を行うほか、平成27年度までに学校施設の耐震化率を100%とするよう教育環境の整備充実を図っていくこととしました。

できるだけ町独自の施策を盛り込むことにより、海田町の魅力として発信していきたいと考えております。

今後とも都市部にありながら豊かな自然に恵まれた魅力あるまちづくりを推進し、「住んでみたい」「住んでよかった」と思えるまちの実現を図ってまいります。